

## 土壤残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準改定の検討状況

### <検討の経緯>

- 平成 16 年 4 月 第 16 回中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会  
6 月 第 17 回中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会  
8 月 第 18 回中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会  
○農薬専門委員会報告を取りまとめ
- 平成 16 年 8 月～9 月 農薬専門委員会報告のパブリックコメント募集（意見提出件数 5 件）
- 平成 16 年 10 月 第 16 回中央環境審議会土壤農薬部会  
○農薬専門委員会報告を審議し了承
- 平成 16 年 12 月 20 日付 環境大臣より食品安全委員会委員長に対し食品健康影響評価を要請（別紙）（食品安全基本法第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づく）
- 平成 16 年 12 月 24 日 食品安全委員会第 75 回会合  
○要請事項を説明
- 平成 17 年 1 月 12 日 第 22 回食品安全委員会農薬専門調査会  
3 月 16 日 第 26 回食品安全委員会農薬専門調査会  
○農薬評価書（案）の審議
- 平成 17 年 3 月～4 月 農薬評価書のパブリックコメント募集（意見・情報等の応募なし）
- 平成 17 年 5 月 6 日 食品安全委員会第 93 回会合  
○農薬評価書を審議し了承
- 平成 17 年 6 月 22 日 第 10 回農業資材審議会農薬分科会  
○農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に定められた同条第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更について（諮問）を審議し了承

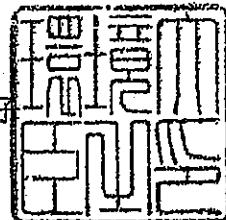
環水土発第041220001号

平成16年12月20日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

環境大臣 小池百合子



## 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第2号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

## 記

- 1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める、同法第3条第1項第5号に該当するかどうかの基準（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第2号）における土壤中半減期のクライテリアを、「1年」から「180日」に改めること。
- 2 告示第2号における土壤中半減期を算出するために用いる試験法を、「ほ場試験及び容器内試験」から「ほ場試験」のみに改めること。

大

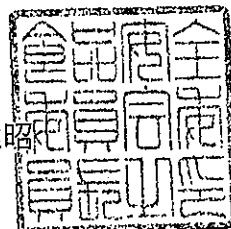


府食第461号  
平成17年5月6日

環境大臣  
小池 百合子 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅略



### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年12月20日付け環水土発第041220001号をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直しに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、農薬専門調査会において各種試験結果概要及び評価結果をまとめた評価書を添付します。

記

「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年農林省告示第346号）告示第2号イの基準を適用するか、ロ及びハの基準を適用するかの場合分け尺度を土壤中半減期として「1年」から「180日」へ変更すること、及び「ほ場試験及び容器内試験」を「ほ場試験」のみへと変更することにより、食品健康影響リスクを増大させるおそれはないと考えられる。

ただし、以下の点に配慮が必要である。

1. 後作物残留試験成績の集積に努めること。
2. 残留試験成績の不偏性の向上のための方策を検討すること。
3. 他法令による規制との齟齬が生じないよう実施すること。